活用しましょう!新たな選択肢 サポートカー限定免許制度

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より 安全なサポートカーに限って運転を継続するという新たな選択肢を設ける趣 旨の制度です。サポートカー限定免許の申請は運転免許証の更新時に合わせ て行うことが可能(※1)です。

※1 申請は運転免許証の更新時以外にも可能です。

サポートカー限定条件を付与できる免許は、普通免許のみです。

中型 (8トン限定) 免許や第二種免許等、普通免許の上位免許をお持ちの方は、申請による免許の一部取消しにより、普通免許を取得していただいた上で、条件を付与するができます。

サポートカー(※2)の確認方法

サポートカー限定条件付免許で運転することができる自動車は、 警察庁ホームページ (https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/support_car.html) に公開しています。

※ 2 サポートカーとは一定の要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた普通自動車をいいます。



サポートカー限定条件付免許の対象車両を運転する際の注意 点

サポートカー限定条件付免許の対象車両は、先進技術を利用して運転者の 安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、 例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合が あるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲 の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術 ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転し ましょう。

サポートカー限定条件(*3)を解除したい場合

サポートカー限定条件を解除したい場合は、公安委員会による審査(有料) (指定自動車教習所において限定解除のための教習を受けた場合は、運転技能の審査が免除されます。)を受ける必要があります。

※3 サポートカー限定条件付免許でサポートカー以外の自動車を運転した場合、条件違反となり、罰則の対象となります。

問い合わせ先 福島県警察本部交通部運転免許課免許第二係 024(591)4372 内線(253)